

（開催）

第1条 本市における成年後見制度の利用の促進を図るため、広島市成年後見制度利用促進に関する懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

（意見聴取）

第2条 懇談会においては、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項についての意見を聴取する。

- (1) 成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「利用促進法」という。）第23条第1項に規定された、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画に関すること。
- (2) 利用促進法第23条第2項に規定された、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議させる審議会その他の合議制の機関の設置及び運営に関すること。
- (3) その他成年後見制度の利用の促進を図るために必要なこと。

（構成）

本市が成年後見制度の利用促進に向けた体制整備を進めるに当たり、御意見などございましたら、お聞かせください。

第3条 懇談会は、次に掲げる者の出席をもって開催する。

- (1) 検討中（懇談会でいただいた御意見を参考に決定します。）
- (2)

（会議）

第4条 懇談会は、市長が必要と認めるときに開催する。

- 2 懇談会は、公開とする。ただし、市長が必要と認めるときは非公開とすることができる。
- 3 懇談会は、必要に応じて関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

（庶務）

第5条 懇談会の庶務は、健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年 月 日から施行する。
- 2 この要綱は、本市における成年後見制度の利用の促進を図るために意見交換を行い、懇談会としての役割を終えた日限り、その効力を失う。
- 3 広島市市民後見人の育成・活用に関する懇談開催要綱（平成25年12月16日施行）は廃止する。